

三重とこわか国体・三重とこわか大会 式典音楽使用曲  
フルスコア・パート譜集・合唱譜集の  
使用にあたって

♪フルスコア・パート譜・合唱譜については、添付の CD にデータを PDF ファイル形式で収めてあります。  
必要曲を必要数のみプリントアウトしてお使いください。

♪著作権上、無断複製・無断転用禁止です。  
なお、使用にあたっては「式典音楽使用曲を利用する場合の著作権関係の取扱いについて」を必ずお読みください。

もし不具合が生じた場合は、下記の実行委員会あてにご連絡ください。

連絡先

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局  
(三重県地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局 競技・式典課)

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル4階

TEL : 059-224-2341 FAX : 059-224-2075

# 式典音楽使用曲を利用する場合の著作権関係の取扱いについて

使用にあたっては、下記の条件等を必ずご確認の上、必要な場合は所定の手続きを取るようになさってください。

## 1. フルスコア・楽譜データCD・合唱譜集の利用および演奏について

下記①から③までの条件を満たす場合は、著作権手続きおよび著作権使用料の支払い（以下、「手続きおよび支払い」という。）が不要となります。

※詳細は、P.4「手続きにあたってのご注意」をご参照ください。

### 【手続き不要の3原則】（著作権法第38条の規定）

- ① 営利を目的としない。
  - ・株式会社や商店街などが主催するコンサートは入場料を取らなくても営利目的となります。
- ② 聴衆または観衆から料金を受けない。
  - ・料金とは、いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供または提示につき払われる対価をいいます。
- ③ 実演家に報酬が支払われない。
  - ・報酬とは、著作物の演奏使用につき演奏者に対して支払われる対価をいいます。

### (1) 上記3条件を全て満たす場合

下記のA・Bどちらの群の曲についても、手続きおよび支払いは不要となります。県、市町実行委員会又は三重県スポーツ協会以外の者が使用する場合も同様です。

### (2) 上記の3条件を1つでも満たさない場合

- ① A群の曲については、国体および障害者スポーツ大会関係で県、市町実行委員会、または三重県スポーツ協会が主催・後援・協賛して演奏する場合、国体・障害者スポーツ大会推進の目的で使用する場合に限って、著作権使用料の支払いは免除となります。国体および障害者スポーツ大会関係でない場合は、免除されません。（詳細は実行委員会へお問い合わせください）

※令和4年（2022年）3月31日までの特例措置。

同4月1日以降は、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）への手続きおよび支払いが必要となります。

- ② B群の曲については、全て一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）への手続きおよび支払いが必要となります。また、30回みえ国体式典曲「賛歌」歌詞の使用に際しては日本文藝家協会への手続きおよび支払いが必要です。

<b>A 群</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンファーレⅠ～Ⅵ</li> <li>・行進曲「天高く」</li> <li>・行進曲「Millaie（未来絵）」</li> <li>・イメージソング「未来に響け」</li> <li>・ドラムマーチ 2021</li> <li>・国歌「君が代」</li> <li>・三重県民歌</li> <li>・「見よ勇者は帰りぬ」（得賞歌）</li> </ul>
<b>B 群</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30回みえ国体記念マーチ「ブルー・マリーン」</li> <li>・三重とこわか国体・三重とこわか大会「三重 POPS メドレーマーチ 2021」</li> <li>・若い力</li> <li>・全国障害者スポーツ大会大会歌「空よ大地よ」</li> <li>・30回みえ国体式典曲「式典序曲」「賛歌」「ファンファーレ」「式典終曲」</li> </ul>

## 2. 楽譜の複製について

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会が複製数の上限を決めた契約をしているため、楽譜の無断複製は不可です。配布されたCDからは必要数のみプリントアウトしてください。

配布された部数以上の楽譜が必要となる場合は手続きが必要ですので、取扱いには十分に留意してください。

なお、下記（1）または（2）の条件を満たす場合は、手続き及び支払いが不要となります。

### （1）私的使用のための複製（著作権法第30条の規定）

私的使用とは、個人又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することをいいます。

### （2）学校その他教育機関における授業での複製（著作権法第35条の規定）

授業とは、小・中・高等学校の学習指導要領に定められた「特別活動」としての学校行事（運動会、文化祭、修学旅行等）も含まれます。なお、中・高・大学などのクラブ活動は、「特別活動」に該当しません。

## 手続きにあたってのご注意

◆下記の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は申し込み書類のご提出は必要ございませんが、その旨を確認させていただきたく、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）中部支部までご連絡くださるようお願い申し上げます。

### (1) 日本音楽著作権協会の管理作品を利用していない場合

- ・著作権消滅作品のみを使用するとき
- ・日本音楽著作権協会（JASRAC）非管理作品のみを使用するとき ※それぞれの作品の著作権者の許諾を得る必要があります。

### (2) 著作権法第38条1項の規定により自由利用が認められる場合

以下の(a)～(c)の3つの要件を全て満たすとき

- (a) 営利を目的としない
- (b) 聴衆または観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。）を受けない
- (c) 実演家に報酬が支払われない

◆次に掲げる場合には、前記「著作権法第38条1項の規定により自由利用が認められる場合」に該当せず、著作権の手続きが必要となりますのでご注意ください。

- ① 次の方が主催又は共催などの形で催物を行っているとき
  - ・営利法人（株式会社、有限会社など）
  - ・営利を目的とする団体又は個人
- ② ①にあげた会社、団体などが後援、協賛などの従的な形で催物に関与している場合であっても、実態はそれら会社、団体などが催物を行っているとき
- ③ 入場料（名目を問わない）があるとき、また会員の家族、友人などへの配布を目的とした整理券を会員間などに有料で配布し、その整理券がなければ入場できないとき
- ④ 特定の商品や、プログラムなどを購入した方でなければ入場できないとき
- ⑤ 年会費などの会費を徴収し、それらの会費を納めた方でなければ入場できないとき
- ⑥ 出演者（実演家）に報酬が支払われるとき、あるいは、出演者（実演家）に交通費・宿泊費の実費を超える金銭、又は常識的範囲を超える弁当代、若しくは物品等が渡されるとき
- ⑦ ⑥のような直接的な報酬がなくても、当該実演家のCD、カセットテープなどの買い取り、即売など実演家の収益につながるようなサービスを条件に実演家（歌手、伴奏者等）が本出演あるいはゲスト出演などするとき

◆下記のような方法で音楽を利用される場合にも、利用許諾手続きが必要です。

詳しくはJASRAC本部（TEL：03-3481-2121）の各担当セクションまでお問い合わせください。

- ・プログラムやチラシなどに、楽譜や歌詞を載せる  
→【複製部出版課】  
TEL：03-3481-2170 FAX：03-3481-2197  
メール：shuppan-contact@jasrac.or.jp
- ・CD、レコード、テープ、DVDやBlu-rayなどに音楽を録音する  
→【複製部録音・ビデオグラム課】  
TEL：03-3481-2169 FAX：03-3481-2744  
メール：rokuon-contact@jasrac.or.jp

その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

一般社団法人  
日本音楽著作権協会（JASRAC）  
中部支部

〒450-0003  
名古屋市中村区名駅南1-24-30  
名古屋三井ビル本館13F

TEL：052-583-7590  
FAX：052-583-7594